「東京大学史関係資料」について

小 川 智瑞恵

はめた

焼失された。とにした占領軍からの厳しい責任追及を免れるために多くの文書がとにした占領軍からの厳しい責任追及を免れるために多くの文書がいて灰燼に帰し、一九四五(昭和二〇)年には戦前戦中の記録をも

価値の高い資料であることが評価され重文指定につながった。。日本の大学草創期の教育と研究、学術受容を解明する上でも学術的おろんのこと、御雇外国人や海外留学生に関する資料を含み、近代総の変遷を明らかにする上で欠くことのできない資料であるのはもしたがって「東京大学史関係資料」は、東京大学黎明期からの組

東京大学前史と事務組織の変遷

学の研究教育機関に発展した開成所、種痘所を幕府直轄とした西洋関にさかのぼる。江戸幕府の学問所である昌平黌、蕃書調所から洋その源流は、徳川幕府が設立し、新政府が接収し復興した三つの機東京大学は、一八七七(明治一○)年四月一二日に創設された。

(後に医学所と改称) である。

校・大学校・大学の行政部門が教育および文化行政を担ったも を意味し大学校時代も継承された。文部省が設置されるまでは、 明治二)年には、それぞれ大学、大学南校、大学東校と改称された。 開成学校と医学校は分局と位置づけられた。さらに一八七○(陰暦 昌平学校、開成学校、 「学校」とはこのような教育機関を含んだ学務を総括する行政機関 治二)年太政官の下に置かれた時代は、昌平学校が大学校(本校)、 この三つの機関は、 医学校として復興された。一八六九(陰暦明 明治維新後には新政府に接収され、それぞれ 学

文部省によって閉校されたが再び開かれた。 た。大学南校は南校となり大学東校は東校となった。両学校は一時 大学は一八七一(陰暦明治四)年に廃止され、文部省が設置され

学校となり、校舎を神田錦町に構え、諸芸学、鉱山学、法学、 南校は第一大学区第一番中学から一八七三(明治六)年には開成 東京開成学校となる。 理学、

学校から東京医学校と改称された。 工業学の専門学科を設置した。翌年、 東校は大学東校時代から神田和泉町に校舎があり、第一大学区医

キャンパスへの移転のさなかにあり、事務組織も場所も異にしての スもそのまま受け継ぎ、 した。法理文三学部は、 加藤弘之、東京医学校を改組した医学部の綜理には池田謙斎が就任 京大学が創設された。東京開成学校を改組した法理文学部の綜理に 八七七(明治十)年、東京開成学校と東京医学校を合併して東 東京開成学校の組織も神田錦町のキャンパ 一方、 東京医学校は神田和泉町から本郷

スタートであった。本部の組織としては法理文三学部の流れが今日

るなどの措置がとられた。。 の拡大がはかられた。それに伴い、書記は記録掛に名称が変更され 一八七七年九月には、職制および事務章程が制定され、 務組織に書記などが設けられた 。東京大学として合併された後の 惰調局」が後の事務局庶務部および学生部の任務を担当していた。。 いうのが今日確認しうる最も古い事務分掌である。この時期は、「勤 (明治四)年に「分課諸局章程」を作成し文部省の許可を得た、と 事務組織に関しては、東京大学の前史においては、南校が一八七一 一八七四(明治七)年五月には、東京開成学校に学校長以下の事 本部の権限

庶務課、用度課、営繕掛、支給掛、 医学部は改組前からのキャンパスの移転を完了し、一八七九(明治 一二)年に開業式を挙行した。 医学部には、一八七七年時点で、綜理のもと、会計事務、監事局、 書器掛、編輯掛が置かれていた。

に明確にされた。 学部職制及事務章程が達せられ、 れぞれに東京大学法学部理学部文学部職制及事務章程、東京大学医 一八七八(明治一一)年、文部省より、法理文三学部と医学部そ 諸管理職の職務権限の内容が法的

かりの加藤弘之は七月一七日には書記分課規定を制定し事務機構を 大学職制によって初めて制定された。 理」職が設けられ、全学を対象とした職制が太政官達のなかの東京 その三年後の一八八一(明治一四) 年六月、全学を管理する「総 七月六日に総理に就任したば

の四課は、従前のまま、「大学出勤」と「医学部出勤」とに分かれ医学部とはキャンパスが離れていたので、庶務、会計、図書、器械計課、編纂課、図書課、理学部博物課、器械課、寄宿課の八課を設計と医学部の庶務掛を庶務課、教務に関係するものは教務課とし、会と医学部の庶務掛を庶務課、教務に関係するものは教務課とし、会と医学部の庶務掛を庶務課、教務に関係するものは教務課とし、会との四課は、従前のまま、「大学出勤」と「医学部出勤」とに分かれ

一八八五(明治一八)年に法学部に合併した。一八八四(明治一七)年に文部省に移管されて東京法学校となり法理医文の四学部が本郷キャンパスに集まった。司法省明法寮は属医院の二階に事務室を構えた言。翌年には理学部が本郷に移り、属医院の二階に事務室を構えた言。翌年には理学部が本郷に移り、属医院の二階に事務室を構えた言。翌年には理学部が本郷に移転、本部一八八四(明治一七)年に法学部と文学部が本郷に移転、本部

このような東京大学史史料室所蔵資料として保管されることにな文書類である。東京大学の事務組織の変遷の過程で本部庶務課として形成されていった事務組織が作成し保存してき「東京大学史関係で形成されていった事務組織が作成し保存してき「東京大学史関係で東史料」と東京大学の前史および創立期からの歴史を知る上で欠このような東京大学の前史および創立期からの歴史を知る上で欠る。

ると、大学本部にあったのは当座の書類のみで公文書類はキャンパ当時国史研究室の副手で五十年史編纂嘱託であった大久保利謙によ東京帝国大学五十年史の編纂が始まる一九二八(昭和三)年頃、

という。という。という。という。という。という。という。という。という。をは、「弥生町門並の内側の倉庫から何十年のほこりんに分散していた。そこでしらみつぶしにキャンパスを探したとこスに分散していた。そこでしらみつぶしにキャンパスを探したとこ

一 「東京帝国大学五十年史史料

て執務した。

総合図書館に貴重書コレクションとして保管されている「東京帝国大学五十年史史料」(以下、「五十年史史料」と記す)は東京帝国大学五十年史報纂に用いられた後、編纂室として用いられていた総合図書館の一室にそのままの状態で置かれていたようである。昭和三〇年代後半に総合図書館によって「五十年史史料」として整理され、「五十年史料」ラベルが貼付された。簿冊にはそのほかに大あるいは小の「東京帝国大学庶務課」ラベルも見られる。検索手段としては東京大学百年史編集室が作成した「『東京帝国大学五十年史』がある。

である。
「五十年史史料」は東京大学の前史から創設期に至る重要な公文「五十年史史料」は東京大学の前史から創設期に至る重要な公文

学医学部系統の二系統に大別できる『両系統の簿冊とも四ツ目綴の学校―東京大学法理文学部系統と、医学所から東京医学校―東京大「五十年史史料」の公文書類は、開成所から開成学校―東京開成

ている。 戦後の紙不足のなかで紙交換に反古として出されてしまったため『 学部に返還された医学部系統の文書類の正本は、 うす茶の表紙となっている。 和装本で、 五十年史史料」 法省法学校関係の文書は同校に関する唯 法理文学部系統は茶色の表紙 にのこされた副本は貴重な文書群である。 共に副本が多い。五十年史編纂後、 【写真一】、 の第一級史料と言われ そのほとんどが終 医学部 系統 また、 医 は



東京大学法理文学部系統 の『含字接類纂 巻之系統 諸達之部 明治三庚午年』 (副本) 用箋は全て大学園 校 (片面八行) 東京大学 総合図書館「五十年史史 料」所蔵

御雇外国人の進言

書がある。 留学生を派遣したりする方針を大学東校および東校時代に定めた。 ミュラーともいう) とホフマン (Hoffmann, Theodor Eduard 一 ~一八九四) ミュルレル(Muller, Benjamin Carl Leopold 一八二二~一八九三 八七一 五十年史史料」 (明治四) 明治政府はドイツ医学を導入すると決め教師を招 の連名による文部卿兼教部卿に宛てた一八七二年の文 所収 年にミュルレルとホフマンが招聘され、二人の 0 医学部系統の 興味深 11 資料の Ö とつに、 いたり 八三七

> 代に、 建 教部卿大木喬任にうったえたものである【写真三】。 11 の輸入を禁ずるより麦酒を醸造し日本人民の身体に適応し、 られた文書は、 願伺届 b 議によ のを振興するよう医学的見地を交えた対応策を当時の文部卿 アプシン酒がいかに強い酒かを述べ、そのような西洋の って教育改革 治五年一 西洋の文明や文化を積極的に取り入れていたこの 月 が進めら ヨリ 十二月迄』 れ医学教育に本腰 【写真二】 の最後 が入 れら 0 丁に綴じ 害が れ 酒



写真二

医学部系統の『願 何届 明十二月を 月ヨリ十二月を (副本) 円箋は で東京大学(片 で東行) 東館 十三行の書館「五世 総合図書館「五世 年史史料」所蔵

『願伺届』所収のミュルレルとホフマン の連名による文部卿兼教部卿大木喬任 宛て一八七二年文書 写真三

Ξ 大学史史料室所蔵資料に編綴された文書

を所蔵するい。 にしたと思われる簿冊もある。 史史料」と同形態の和装四ツ目綴のものもある。 文学部系統の正本となる簿冊をはじめ、 務課系統の文書としては、「五十年史史料」 東京大学史史料室(以下、「史料室」と記す)が所蔵する本部庶 簿冊の様態は洋装本や板目紙大和綴が多い。 法理文医学部以降の文書群 のなかの東京大学法理 またこれを洋装本 「五十年

『大学南校官籍局 御払下書籍人名帳

の一つに『大学南校官籍局 史料室所蔵資料のうち、 東京大学の前史をあらわす興味深いもの 御払下書籍人名帳』 【写真四】 がある。



『大学南校官籍局 御払下書 名帳』(正本)史料室所蔵 写真四

並んでいた時から目を引いた。 和装四ツ目綴で正本であるこの簿冊は安田講堂六階書庫 史料室所蔵の南校時代の独立した簿

> 時代にこのような図書業務をおこなったのは明治三年五月以降は ず教科書を授業に合わせて貸出したり販売したりする業務を担当 九月である。高野彰の研究によると、 に伝える一冊である。 学南校に学んだ人やそこの教育活動、 本簿冊は明治三年九月以降の文書をおさめたものと推察される。 官籍局、 ていた。「払下」とは、 冊はこれ一冊だけである。内表紙を見ると年は判然としない。 明治三年二月と十月は書籍局であったという」。となると、 書籍の販売「販売」をあらわす。 官籍局は図書の貸出のみなら 連携した担当部署の役割を今 大学南校 月は

文書管理の足跡

向往復 も古い文書ものは東京大学創設以前の文書を編綴した『文部省及諸 史料室が所蔵する「文部省往復」と総称される簿冊のなかで、 附校内雑記 明治四年 甲』(史料室所蔵)【写真五】である。 最

御払下書籍人



写真五

『文部省及諸 向往復記 时治四年 明治(正本) 史料室所蔵

える。 記 これを見ると、 明治四年 背表紙タイトルは金文字で『文部省及諸向往復 (甲)』。その下にラベルが貼られていて、「東京大学 簿册 が四つの時代を映し出していることがうかが

大学罫紙(茶、片面一三行)、墨書きで一八丁ある。 大学罫紙(茶、片面一三行)、墨書きで一八丁ある。 日次の用箋はすべて東京で部省以外との文書を一緒に編綴された。 日次の用箋はすべて東京四年」以下は朱書きである。 『諸向往復』という標題を付された簿冊は史料室には明治二年のものからあるが、明治四年分は文部省と附着以下は朱書きである。 『諸向往復』という標題を付された簿にと割り、というで、東京に終部 A1」とある。その下方にタイトルと同じ金文字で「東京

て変化していく。

題が付されて独立して編綴されるようになる。
は、『文部大臣准允』や『文部省准允』と題して内容分類による標年まで「准允」関係の文書を収める。一八七九(明治一二)年以降了数が墨書きされている。「文部省往復」は一八七八(明治一一)年以降上、『校内雑記』となっている。それに続いて各部ごとに件名と之部」「校内雑記」となっている。

41 文部省の「文書管理関係規定が収綴されている可能性」が指摘さて 学における文書管理規定の調査」にまとめた【表一 られ、法令改正を受けて徐々に変化していった様子がうかがえる。 明治七年のものを含まれているが、綴じられている文書には、元号 もさらなる調査の進展が待たれる。 ける文書管理規定の調査】。文書規定に関しては、『文部省往復』に なっている。東京大学における文書管理規定の変遷を後掲「東京大 近代史料の一つとしても「東京大学史関係資料」は貴重な資料群と で標記されているもの、干支で標記されているものの両方が見受け た。『文部省往復 名式が改正され、諸公文は干支ではなく年月日を用いることとなっ 、 る !8 明治の組織の変遷や文書の形成、記録管理や文書行政を映し出す また、年代表記は、一八七三(明治六)年六月一二日に諸公文署 東京大学と文部行政を含む近代日本の文書行政を知る上で 明治六年 甲』の簿冊には、壬申(明治五年)、 東京大学にお

四 東京大学の創設をあらわす文書

ている。 綴され、 諸学校来翰 東京医学校宛てのものは総合図書館所蔵「 成学校と東京医学校に宛てて発せられた。 は史料室所蔵 東京大学創設にかかわる文書は、 東京大学の前史と事務組織の変遷、 明治十年一月ヨリ十二月マテ』 『文部省往復 明治十年 文部大輔田中不二麿から東京開 里 五十年史史料」の 東京開成学校宛ての文書 資料保存の経緯を伝え (副本)【写真七】に編 (正本) 【写真六】 『本省



東京大学創立に伴い東京開成学校に達した年 京開成学校に達した年 西省文書(一八七七年 四月)『文部省往復 明治十年 甲』(正本) 六一丁文部省罫紙(片 面一三行)史料室所蔵 写真六

東京大学創立に伴い東京 医学校に達した文部省文書(一八七七年四月) 「本 省諸学校来翰 明治十年 一月ヨリ十二月マテ」 本)七六丁 東京大学罫 紙(片面一三行)東京大 学総合図書館「五十年史 史料」所蔵 写真七

大時二改福此多地名在達及唐 表校及東京削減学校,分併,自今東京東京 東京醫學校

明代十年四月十二日

交部大輔田中不二意

文部省往復」における副本調査

学庶務課による大きいラベルに記された整理番号に沿った並び順と て、 る。 0) ず なった。【表二 文部省往復における副本調査】。 らし合わせてタイトルを付して副本を並び替えたところ、「甲」 いるが、その標題は中身と齟齬があった。 治 丙 名字と思われるものが記された半紙の貼付がみられる簿 副 史料室所蔵の ○年代の正 新制の東京大学庶務部のラベルによるA分類の番号が付され 一の順ではないものの同じく簿冊に貼付されている東京帝国 「文部省往復」に関してみてみると、副本に付された標題に沿 本しかないものものある。 本を筆写した副本がある【写真八】。 「文部省往復」や 「副書」 「学内往復」などには主として明 作成の年月日や筆写した人 そこで中身と正本とを照 正本は現存 滑も 7



洋装本は正本、 簿冊はその副本 手前の板目紙四ツ目綴の 史料室所蔵 写真八

五 帝国大学時代の文書取扱規定

二三)年に農科大学と改称し帝国大学の所属となった。 でき 東京大学は帝国大学令の公布により一八八六(明治して位置づいた。内務省が設置し農商務省が管轄していた駒場農学にて位置づいた。内務省が設置し農商務省が管轄していた駒場農学に不国大学となる。この時、工部省が設置し文部省直轄となってい 東京大学は帝国大学を改称し帝国大学の所属となった。

ムとしての完成をみる。。達は大学として決定した規則や支持を組織内に行き渡らせるシステる。それから数年を経ないうちに全学の長の名をもって発せられる一八八六(明治一九)年、庶務課は改組され書記官室が設けられ

任へという文書の流れとそれに伴う手続きが示される。 各部局と書記官室、 は各職員宛ての至急の場合について記され、 の場合、 送するまでの文書の流れが、それぞれ通常の場合、 文書は書記官室を通してやりとりされること、起案文書の外部に発 原義は史料室所蔵 治二二年一月~一二月)、学規の部の四月一五日に収められている。 定される。この文書は、「五十年史史料」の『帝国大学第四年報』 分完結した文書は記録主任が類別彙纂して簿冊とし、 八八九(明治二二)年四月一五日、 「帝国大学文書取扱規定」【写真九】では、外部と学内との 各部局または各職員の文書の場合、 『検印録 各部局の文書と往復主任・往復主任から記録主 明治二十二~二十三年』に綴じられて 帝国大学文書取扱規定が制 総長親展/各部局また 往復主任よりの文書 総長親展の文書 書記官が保管 最終的に処 領

はする言なご己されてし、他日の参照の便に

供する旨など記されて

考館の辺り)を事務室教師館一棟(工学部六治二七)年、元外国人



写真九 帝国大学文書取扱規定 『帝国大学第四年報』 東京大学総合図書館 「五十年史史料」所蔵

六 東京帝国大学時代の文書

帝国大学は東京帝国大学と改称した。 一八九七(明治三〇)年に京都帝国大学が創設されたのに伴い、

ばれていた建物に移った≌。

本部は、和風二階建ての前田家の別邸を移築し山上会議所と呼国人教師館二棟を執務の場とした。一九一○(明治四三)年になる正人教師館二棟を執務の場とした。一九一○(明治四三)年になる本部は、一八九九(明治三二)年から旧外国人教師館二棟にあっ

改称されるまでの間の文書管理を伝えるものと考えられる。れたものがあるが、これは一九〇二年から一九四七年に東京大学とには東京帝国大学庶務課と記されたラベルに分類記号や番号が付さ一九一二(明治四五)年に書記官室は庶務課に戻る。簿冊のなか

大学紛争の折にはごく古い文書を残して一時山上会議所に避難した一九二八(昭和三)年に庶務課は安田講堂一、二階南側に移転した。

た 23 により保存書庫に移されていたため難を逃れた習 の庶務部文書は失われたが、古いものは「事務職員の献身的な努力」 が、一九七九(昭和五四)年、本部庁舎に移るまでは安田講堂にあっ 紛争時、 安田講堂に残されていた昭和初期から三十年頃まで

られている。 伝染病院研究所、 職務」関連と三つに分類する。「学内」は会計課、営繕課、農学部 て文部省以外の官庁、 内往復」に大別され、「学外」は「一、文部省」、「二、諸向」とし 京帝国大学庶務課往復書類件数調」を見ると、「学外往復」と「学 の最後の丁に綴られた「大正十年(自一月至十二月)一箇年間 年至大正十四年』(正本 年の間に庶務課における往復書類の件数調べが『秘書 自大正十一 東京帝国大学時代の文書も多岐にわたる。一九二一(大正一〇) 航空研究所、 諸学校、病院、各府県郡市町村役場等、「三、 史料室所蔵)に綴じられているエ゚。本簿冊 それ以外の各部各部局と六つに分け 東

帳しないで処理された文書が少なくないことがわかる 理セシ書類少カラサルモー々計上スルコト能ハス」とあるように記 このように編綴された文書のほかにも「件銘簿ニ記帳セスシテ処

大正十年 (自一月至十二月) 一箇年間 東京帝国大学庶務課往復書

、学外往復件数 三、一七〇件

類件数調

一、文部省一、五二六件(右ノ内進退ニ関スルモノ四二九件、 庶

務ニ関スルモノ 一、〇九七件ナリ)

二、 諸向(文部省以外ノ官庁、諸学校、 病院、 各府県郡市町村役

場等)六九○件

三 職務ニ関スル件 九五四件

、学内往復件数 内訳 六、九三五件

一、会計課 一、三四〇件

営繕課 一、七六四件

農学部 七八二件

三

四、 伝染病允研究所 八六件

六 五 前期以外ノ各学部各部局 航空研究所 一〇二件 二、八六二件

総計一〇、一〇五件

スルコト能ハス)26 (右ノ外件銘簿ニ記帳セスシテ処理セシ書類少カラサルモー々計上

足尾銅山鉱毒問題

国大学から東京帝国大学時代にかけての文書にみることができる。 本で最初の公害事件として有名な足尾銅山鉱毒問題に関しては、帝 足尾銅山鉱毒問題は一八九〇(明治二三)年の渡良瀬川下流域の 大学と研究、社会問題とのかかわりを示す文書も注目される。 日

に栃木、 署病院往復 n 綴じられた する記録 おなじく古在 大洪水によって社会問題として顕 に関する一八九二 群馬県新田郡は鉱毒の分析を医科大学教授丹波敬三に依頼、 が史料室所蔵の 「足尾銅山鉱毒の件に関する照会」 馬両県の依頼により帝国大学農科 自明治 由直が実地調査をおこなうことになった歌の (明治) 十五年至明治二十六年』 。諸官庁往復 五 在化 年の文書は į 明治二十四年』 八 大学助教授長岡宗好、 にみることができる 『諸学校郡区役所警察 九 (正本 史料室所 明 治 (正本) それに関 四 蔵 に そ 年

> 張 嘱

に綴じられている雪の

三五 静六が鉱毒委員として栃木県や群馬県に出張する折に大学院学生 た調査に関わる文書を史料室所蔵資料に見出すことができる。 て命の危険もかえりみず調査を成功させようとしている」。と評され 本多静六などが委員となる。 奥田義人が就任し、 郎内閣のもとに設置された鉱毒調査委員会の委員長に法制局長官の 段階を迎え、 万年信吉を助手として同行させる許可を求めた鉱毒調査委員長奥 東京帝国大学の教授、 査委員会におい 人から東京帝国大学総長理学博士山 人、堀口修によって古在の徹底した調査とそれに基づいた見解 尾銅山鉱毒問題 年 应 月 全国的 四 て農業に関する調査の必要から試験の助手として 日付け文書 東京帝国大学の農科大学教授の古在、 な公害問題の一 の調査は一 助教授、 『足尾銅山鉱毒事件関係資料』 九〇二(明治三五) 內 学生、さらには一高生が一体となっ |閣罫 環として位置づけられる。 川健次郎宛の一 紙 片 面 0 年よりあらたな 行 九〇二 ゃ おなじく 0) (明治 (編者 本多 桂太 鉱 畄

> 学講師 足尾銅山鉱毒問題については、 長宛県内務部長通牒」にその名が含まれているが確認できるホッ゚ 委員長奥田義人から東京帝国大学総長理学博士山川 (内閣罫紙 。 一 の許 託 /八鍬儀七郎/片山外美雄」 Ļ 九〇二 可を求めた一九〇二 鈴木重禮/大学院学生 併 はせてその材料収集のため栃木県、 片面一〇行) (明治三五) 【写真一○】であるॐ。 年 (明治三五) 「六月一九日付邑楽・ 史料室では古在由直史料にも資料 の名が挙げられていて、 高橋禎造/木元長太郎 年六月一六日 群馬県、 後者には、 用健次郎京 Ш 茨城県 付 田 群馬県庁文 ĺЦ 鉱 新田各郡 宛て文書 「農科大 二毒調 縣字 。なお 0) 査 出

書

がある。 鉱 部資料室 レ は足尾銅 毒 クショ 蕳 題 Ш

有三致一日之。減晚一如分少地的

将馬端を放送歌

片山外夷堆 八人數 養之

大学経済学

大学院 我却上弘德師

学生

本先表於極地

あ

ر کو

東京



写真一〇

一九〇二(明治三五)年六月一六日付、鉱毒調査委員長奥田義人から東京帝国大学総長理学博士山川健次郎宛て文書(内閣罫紙 片面一〇行)『官庁往復明治三十五年』(正本)二九八丁 史料室所蔵

ヘレン・ケラーの来日

月八日付文書≅がある【写真一一】ケラー女史歓迎委員会委員長より長与又郎総長宛ての一九三七年三長与又郎総長が歓迎委員会委員として携わったことを示す、ヘレン・ケラーが一九三七(昭和一二)年に初めて来日にした時、

ーー五丁 史料室所蔵ーカ三七年三月八日付文書『諸向学内関係 昭和十二年』(正本)与真一一 ヘレン・ケラー女史歓迎委員会委員長より長与又郎総長宛て



ケラー女史歓迎晩餐会」が開かれ、その要項も綴られている。この大ラー女史歓迎晩餐会」が開かれ、その要項も綴られている。この上には日本聾話学校の創設と運営に力を尽くしたヘレン・ライシャー(Helen Reichauer 一八七八~一九五六)の名が見られる【写月には日本聾話学校の創設と運営に力を尽くしたヘレン・ライシャー(Helen Reichauer 一八七八~一九五六)の名が見られる【写りには日本聾話学校の創設と運営に力を尽くしたヘレン・ライシャー(Joseph Clark Grew 一八八○~



「余りに心を打たれて準備した草稿

部泉の研究で述べられているように、晩餐会でスピーチをしたグルーは、廣

を打ち捨てて、感じたままを演説す

と思う会合」であったと記した**。るほど」であり**、「決して忘れまい



写真一二 ヘレン・ケラーの歓迎委員会の名簿 同前簿冊 103 〜 105 丁

大学自治

戦時下の大学院特別研究生制度

○ 本育英会制度に移行、一九五〇年度からは大学院特別研究生制度(文本育英会制度に移行、一九五〇年度からは大学院特別研究生制度(文本育英会制度に移行、一九五〇年度からは大学院特別研究生制度(文本育英会制度に移行、一九五〇年度からは大学院特別研究生制度(文本育英会制度に移行、一九五〇年度からは大学院特別研究生制度(文本育英会制度に移行、一九五〇年度からは大学院特別研究生制度(文本育英会制度に移行、一九五〇年度からは大学院特別研究生制度(文本育英会制度に移行、一九五〇年度からは大学院特別研究生制度(文本育英会制度に移行、一九五〇年度からは大学院特別研究生制度(文本育英会制度に移行、一九五〇年度からは大学院特別研究生制度(文本育英会制度に移行、一九五〇年度からは大学院特別研究生制度(文本育英会制度に移行、一九五〇年度からは大学院特別研究生制度(文本育英会制度に移行、一九五〇年度からは大学院特別研究生制度(文本育英会制度に移行、一九五〇年度からは大学院特別研究生制度(文本育英)

七 新制東京大学創設までの文書

年五月三一日に新制東京大学の創立をみた。 東京帝国大学は一九四七年一〇月に東京大学と改称し、一九四九

総長によって発足した機関である。学が新制大学への移行に伴う諸問題全般を審議調査する目的で南原造が新制大学への移行に伴う諸問題全般を審議調査する目的で南原施準備委員会、東京大学設置認可申請に関する簿冊がある。新大学制実立委員会、東京大学設置認可申請に関する簿冊がある。新大学制実施準備委員会、教養学部設

があった。第一次アメリカ教育使節団が一九四六年三月に来日する新制の東京大学誕生に至る道筋は日本の教育改革と深いかかわり

単線型の学校制度の導入などに影響を与えた。的に報告書を作成し使節団と日本政府に提出し、六・三・三・四制のりの南原繁が選ばれた。委員会は使節団に対応するだけでなく自主委員長には一九四五年一一月に東京帝国大学総長に選出されたばかのに先立ち、それに協力する目的で日本側教育家委員会が発足した。

命された全十一名によって構成された。。同じ頃、南原は東京帝国大学教育制度研究委員会(一九四六年三同じ頃、南原は東京帝国大学教育制度研究委員会会員において学制問題主査を務め六・三・三・四制の報告書をまとめた文学部の戸田貞三、監事に文学部の海後宗臣、委員長には日本側委員会委員において領し頃、南原は東京帝国大学教育制度研究委員会(一九四六年三同じ頃、南原は東京帝国大学教育制度研究委員会(一九四六年三

三・三・四制を内閣総理大臣にあてて提出した。四制の提案をまとめた。教育刷新委員会は一九四七年一二月に六・が発足し、南原は副委員長後に委員長を務め、戸田貞三は六・三・三・一九四六年一○月、日本側教育委員会を継承して教育刷新委員会

制)と改称し、新しい教育制度に再編成する作業を継続した。これに伴い、一九四七年一〇月より東京帝国大学は東京大学(旧

一九四七年三月に学校教育法とともに公布された。て「個人の尊厳」と「真理と平和を希求する人間の育成」を謳い、また教育刷新委員会が建議した教育基本法は、その前文におい

月、新大学制度実施準備委員会を発足させ委員長に就任した。新大わった南原繁は新制東京大学発足を主導する。南原は一九四七年六連合国軍の占領期におこなわれた教育改革でその骨格形成に携

年五月二五日に教養学部設立委員会が設置された。『教養学部設立新大学制実施準備委員会と平行する形で、一九四八(昭和二三)会に分かれて審議した。会に分かれて審議した。と問題に関する問題、大学院についての問題などを十一の特別委員学制度実施準備委員会では教養学部創設や学部・研究所などの再編

庶務課は庶務部となる。 庶務課は庶務部となる。

おわりに

料目録一〇 東京大学百年史編集室 一九八三年)がある。覧可能である。「『東京帝国大学五十年史料』目録」(東京大学史史て保管されている。総合図書館の「貴重書の利用」規程に則って閲「五十年史史料」は先にも述べたように総合図書館の書庫におい

史料室収蔵分の資料群は、改修工事に伴い安田講堂から同じ本郷るための課題である。
 会にいくことは、永続的に資料群を伝え、国際的にも広く活用された。東京大学史関係資料」のなかの文書ゆえの情報も少なくない。本がいくことは、永続的に資料群を伝え、国際的にも広く活用されたでいくことは、永続的に資料群を伝え、国際的にも広く活用されるための課題である。

と設備について審議してゆきたい」と記された文書が収められていので、書類が急がれているので、この委員会を作り、さしづめ人事制大学創設については、大学設置委員会にかけることになつている委員会』(正本 史料室所蔵) と題された簿冊には南原繁総長の「新

東京大学、一九八七年、一〇一七頁)。
中京大学における「本部」とは、総長室、事務局、学生部、附属
東京大学における「本部」とは、総長室、事務局、学生部、附属
東京大学における「本部」とは、総長室、事務局、学生部、附属
東京大学における「本部」とは、総長室、事務局、学生部、附属

巻第九号、一九九○年九月、二六~三○頁。 大史料―この貴重文書について」『UP:University press』第一九学史』東京大学出版会、一九九二年、一九八~二一三頁。寺﨑昌男「東学東』東京大学百年史』の編纂体験に寄せて」『プロムナード東京大。活用された文書については、寺﨑昌男「大学文書の保存と活用を

五九七号、第一法規株式会社、平成二五年六月、四三~四四頁。。「東京大学史関係資料」、文化庁文化財部監修『月刊 文化財』

4『東京大学百年史 通史一』一九八四年、一二五~一二八頁。

5『東京大学百年史 部局史 四』一九八七年、一○二七頁。

同前書、一〇二六頁。

同前書、一〇二二~一〇二五頁。

⁸同前書、一〇二七頁。

史 部局史 四』、一○二八~一○三○頁。 学百年史 資料三』一九八六年、八三二頁。前掲書『東京大学百年。前掲書『東京大学百年史 通史一』、四三○~四三二頁。『東京大

¹ 前掲書『東京大学百年史 資料三』、八三九頁。

□前掲書『東京大学百年史 部局編 四』一○三○頁。

学百年史編集室、一二一~一三一頁。纂について」『東京大学史紀要』第一号、一九七八年二月、東京大史編纂については、大久保利謙譲「『東京帝国大学五十年史』の編史編纂については、大久保利謙[『東京帝国大学五十年史』の編纂に関する想いで」『学出大久保利謙「『東京帝国大学五十年史』の編纂に関する想いで」『学

『五十年史史料』については、小熊伸一「『東京帝国大学五十年史料』

56.6。 は『レオポルト・ミュルレル銅像除幕式』(日本国際医学協会)が本国際医学協会、一九七五年)に記している。学内の銅像についてのことを『東京―医学』(訳者:石橋長英・小川鼎三・今井正、日『東京大学百年史 通史一』二一七頁。ミュルレルは日本滞在中

『指定された主な文書群については、拙稿「重要文化財指定『東京大学史関係資料』」『東京大学史史料室に移管されていたもあり、一九八五年頃には東京大学百年史編集室に移管されていたもあり、一九八五年頃には東京大学百年史編集室に移管されていたもの、当時は現用文書であったものの一部、安田講堂脇の倉庫(現在はローソンとなっている)にあったもので移管されたものから成る。東京大学の本部庶務部文書は、「五十年史史料」と史料室が保管したが、その後、東京大学文書処理規程がない時期に各諸管が保存したが、その後、東京大学文書があるという(「第一回百年史編集室研究でいると考えられる文書があるという(「第一回百年史編集室研究でいると考えられる文書があるという(「第一回百年史編集室研究を、要旨」一九七六年五月一七日(月)於:安田講堂五階 百年

よってなされ、『東京大学事務局庶務部資料目録』(一九八五年一一百年史編集室の酒井豊専任室員(当時)、加藤瑛子室員(当時)にら保存書庫および現用文書に関する一九七六年五月段階の調査は、(コクヨB五フラットファイル(水色))の後半以降に編綴)。これ史編集室、『東京大学百年史編集室所蔵 東京大学事務局資料目録』

二○○四年、五~一一頁。
□ 高野彰『明治初期東京大学法理文学部図書館史』ゆまに書房、

月)にまとめられている。

関編』(岩田書院、二〇〇九年)一二〇七頁。野目徹・熊野史雄編『近代日本公文書管理制度史料集 中央行政機野日重樹「解説三 内政・経済関係庁における公文書管理」、中

っ「達」については、所澤潤「東大の記録管理(二)達(たっし)」『東京大学史史料室ニュース』第五号、一九九〇年一〇月東大の記録管理(一) 明治二二年の帝国大学文書取扱学年報―付・手稿本取扱い情報一覧」『東京大学年報』所収に詳しい。学年報―付・手稿本取扱い情報一覧」『東京大学年報』所収に詳しい。 一二日、二〜三頁。 所澤潤「解説 文書の流れと東京大学中央史料室ニュース』第六号(一九九一年三月三〇日、四〜五京大学史史料室ニュース』第五号、一九九〇年一〇月二日、二〜三頁。

□ 前掲書『東京大学百年史 部局編 四』、一○三五頁。

山上会館が建っている。
□ 同前書、一○三八~一○三九頁。山上会議所の跡地には、現在、

同前書、一〇八四~一〇八六頁。

前掲寺﨑「東大史料―この貴重文書について」二八頁。

後ろの丁に綴じられた文書。適宜筆者が改行した。 **『秘書 自大正十一年至大正十四年』(正本 史料室所蔵)の一番大学史史料室ニュース』第二二号、一九九九年三月三一日、四~五頁。 **「秘書」については、中野実「沿革史料紹介―『秘書』―」『東京

三 鉱毒問題の生起」、鹿野政直編著『足尾鉱毒事件研究』三二『高木潔「第一章 公害被害の顕在化 第一節 銅と日本資本主義

史料室所蔵。 署病院往復 自明治二十五年至明治二十六年』(正本)一六~一九丁、署病院往復 自明治二十五年至明治二十六年』(正本)一六~一九丁、波教授其他ノ者派遣ニ係ル費額年調方照会」『諸学校郡区役所警察』「群馬県新田郡役所ヨリ足尾銅山ヨリ流出セシ鉱毒分析方ニ付丹

四八~五五頁。 出版会編『UP:University press』三八(九)、二〇〇九年九月、出版会編『UP:University press』三八(九)、二〇〇九年九月、東京大学

室所蔵。命シ度旨照会」『官庁往復 明治三十五年』(正本)二四七丁、史料命シ度旨照会」『官庁往復 明治三十五年』(正本)二四七丁、史料』「鉱毒調査委員会ヨリ林学科学生萬年信吉ニ栃木外一県下へ出張

会長ヨリ農科大学講師鈴木重禮外五人農業ニ関スル調査嘱託並出張命シ度旨照会」同前簿冊、二四五~二五一丁所収。「鉱毒調査委員。」「鉱毒調査委員会ヨリ林学科学生萬年信吉ニ栃木外一県下へ出張

ノ件照会」同前簿冊、二九七~二九八丁。

3 同前、二九八丁。群馬県庁文書第五分冊、一九○二(明治三五)年、3 同前、二九八丁。群馬県庁文書第五分冊、一九○二年の被害の内閣鉱毒調査委員会と「鉱毒処分」に掲げられた鉱毒調査委員の大野初次郎や古在由直をはじめとする「人名」のなかに農科大学講師鈴木や大学院生高橋たちの名は含まれている(佐藤能丸「第三章師鈴木や大学院生高橋たちの名は含まれている(佐藤能丸「第三章師鈴木や大学院生高橋たちの名は含まれている(佐藤能丸「第三章師鈴木や大学院生高橋たちの名は含まれている(佐藤能丸「第三章体態 一 鉱毒調査委員会への期待」、前掲鹿野編著『足尾鉱毒事件研究』、三七四~三七五頁)。

和十二年』(正本)一一五丁、史料室所蔵。
『「ヘレン・ケラー女史観迎委員会ニ関スル件」『諸向学内関係 昭

九八~九九頁。 『 廣部泉 『 グルー―真の日本の友―』 ミネルヴァ書房、二〇一一年、

二七五頁)と題して記している。 川欣一訳)『滞日十年 上』(毎日新聞社、一九四八年、二七四~35「日本、ヘレン・ケラアを迎える」(ジョセフ・C・グルー(石

庶務課長であった石井勗は、この制度につながる発案を自身が内田³⁸ 特研生制度ができた経緯について、当時、東京帝国大学の書記官・一」『大学について』東京大学出版会、一九七三年、四八~四九頁。³⁸「蛇のごとくさとく ――九五二年三月二十八日卒業式のことば

六五~一一三頁がある。 六五~一一三頁がある。

一九八九年三月、四五~九一頁。会記録』(一九四六年・海後宗蔵)」『東京大学史紀要』第七号、寺崎昌男(編纂・翻刻並解題)「『東京大学 教育制度研究委員

『東京大学百年史 通史三』を参照した。で読み解く南原繁と戦後教育改革』東信堂、二〇〇九年一月、前掲『同上、七四頁。戦後教育改革と南原については、山口周三『資料』『東京大学百年史 通史三』一九八六年、一二四頁。

(おがわ ちずえ 東京大学史史料室)

表 1 東京大学における文書管理規定の調査

		\m_I	東京大学 文書規程・「本部」庶務課/部に関する事項	課/部に関する事項	典拠		文部	沿に	213	文部省における公文書管理とそれに関する制度等
						1871	明治4年	7月	18 H	大学が行っていた教育行政機 は文部省に移行される
1871 明治 4 年 11	10 Я	27 H	菌校、「分課諸局章程」を作成し、 文部省の許可を得る。現存する 事務分業の最初のもの。勤惰調 局が後の事務局庶務部および学 年部の任務を相当。		『東京大学百年史 部局史四』 1022~ 1025 頁。					
						1871	明治4年	12 月		文部省職務定例職員章程及事 務章程
						1872	1872 明治 5 年	11 Д	8 II	記錄課程事務改正
						1873	明治6年	4月	9 Н	文部局記録課章程
						1873	明治6年	11月	14 H	学務局記録課章程
						1874	1874 明治7年	1 Я	20 H	書類取調手続
1874	月		開成学校は東京開成学校に改称 され、学校長以下の事務組織に 書記(2名)など設けられる。医 学校は東京医学校に改称。		『東京大学百年 史 部局史 四』1026 頁。					
						1874	1874 明治7年	9月	19 П	従前記録課取扱ノ書類ヲ各局 課ニ於テ収綴セシム
						1875	明治8年	5月	∞ □	記録編纂取扱方
						1875	明治8年	12月	28 H	文部省職制及事務章程
1877 明治 10 年 4 月		12 П	東京大学側立。「二つの専門教育機関の緩い統合体」として創設 機関の緩い統合体」として創設 (法理文学部添理に加藤弘之、医学部綜理に池田謙斎)。東京大学 は、法理文三学部と医学部はそれぞれの絵理の下、各事券機構 を有する。	東京開成学校法理文三学部(神田錦町) に、東京医学校は医学部(本郷)になる。 法理文三学部は東京開成学校の組織を 継承本部の組織としては法理文三学部 の流れが今日に及ぶ。	『東京大学百年 史 通史 一』 426頁。『東京 426頁。『東京 大学百年史 資料三』13頁。 『東京大学百年 史 部局史 四』1027頁。					

「東京大学史関係資料」について

					1878		1877	
					1878 明治 11 年 5 月		1877 明治 10 年 9 月	
					5 Д		9 Д	
					15 П		23 П	
					文部省達により、東京大学法学 部理学部文学部職制及事務章程 および東京大学医学部職制及事 務章程の二つが達せられ、請管 理職の職務権限の内容が法的に 明確になる。		本部の権限を拡大するため、職制および事務章程が制定される。 制および事務章程が制定される。 書記は記録掛になるなど名称変 更等が実施された。	東京大学 文書規程・「本部」庶務課/部に関する事項
					文部省達			务課/部1
1881年、統一的管理体制の成立			医学部の事務機構 営繕・用度・医院会計事務・書器・生徒・理学器械・化学器械・博物館器械の8掛	法理三学部の事務機構 記録・用度 (明 治13年に調度掛、会計掛となる)、図書、 器械、寄宿、営繕の6掛		医学部には、綜理のもと、会計事務、 監事局、庶務課、用度課、営締掛、支 給掛、書器掛、編輯掛が設置。	法理文三学部には、総理のもと、記録掛、 用度掛、営繕掛、図書掛、器械掛、寄 宿掛が置かれた。	こ関する事項
			『東京大学百年 史 通史一』 428 頁。	『東京大学百年 史 通史一』 428 頁。	『東京大学百年 史 通史一』42 7~428 頁。	『東京大学百年 史 資料三』13 頁。	『東京大学百年 史 部局史 四』、1027 頁。 『東京大学百年 史 資料三』、	典拠
	1880	1879						
	1880 明治 13 年	1879 明治 12 年						文部省
	5 Д	4月						路に
	14 П	29 П						8118
	諮詢会心得	文部省学務課処務順序						における公文書管理とそれに関する制度等
	官立学務局ほ か宛文部省達 (法規、16)	文部省学務課 回達(法規、 16)						华

表1 東京大学における文書管理規定の調査

				18			<u>.</u>	18	18	
				1884 明治 17 年 8 月			1881 Ш	1881 明治 14 年 7 月	1881 即	
				明治 17			明治 14 年	明治 1.	明治14年6月	
				7 年 8			年 7	1 年 7	1年6	
				3 Д			7月			
							29 H	17 Н	15 П	\
							東京大学事務章程	日 書記分課規定	文部省所轄官立学校図書館教育 博物館職員名称等給	東京大学 文書規程・「本部」庶務課/部に関する事項
							文部省達	総理 選	育 大政官達 第 51 号	庶務課/部に
				本部事務室、神田錦町より本郷に移転。 9月7日に法文理の移転完了。				事務機構は一元化される。加藤総理は、総理就任 (7月6日)、書記分課規定を制定、	全学を通しての職制制定および全学の 統一的「総理」職および学部長職の設 置	関する事項
				『東京大学百年 史 部局史 四』1030 頁。『東 京大学百年史 資料三』839 頁。			『東京大学百年 史 通史一』 430~432頁。	年史 通史 一』430~432 頁。『東京大学 百年史 資料 三1832頁。『東 京大学百年史 部局史 四』 1028~1030頁。 こごでは7月 16日となって いる。	『東京大学百	典拠
1885 か	1885	1885	1885	1884	1883	1881				
明治 18 年か	明治 18年	明治 18 年	明治 18年	1884 明治 17 年	明治 16 年	明治 14 年				×
111	: 6月	: 2 Д	: 2月	6月	5月	: 12月				文部省に
	30 H	12	12	27 Н	23 H	3 7 H				おける
学務二局記録事務取扱順序	3 会計局文書編纂定規	日 内規局庶務規則	日 文部省事務規程通則	報告局庶務規則] 官報報告掛庶務要項	文部省庶務局事務取扱規則				おける公文書管理とそれに関する制度等
文部省制定	文部省制定	文部省制定 (法規、16)	文部省上申	文部省報告局 通牒(法規、 16)	文部省内達 (法規、16)	文部省制定 (法規、16)				樂

「東京大学史関係資料」について

	_	7 1	東京大学	大学 文書規程・「本部」庶務課/部に関する事項 東京大学及	務課/部に	関する事項	典拠		_	文部	文部省に	文部省における公文書管理とそれに関する制度等
1885 明治 18年 末	8年 12月					東京大学及工部大学校職員 総理 同 東京大学及工部大学校職員 総理 同 小得 副総理 大学出仕 副校長 幹 事 博物場監督 図書館監督 器品課 監督 編輯所監督 化学品取扱所監督 編輯方 書記 属 御用掛 雇員 嘱託員	~	引	~	~	~	~
1886 明治19年)年 3月	2 Н	帝	帝国大学に改組								
1886 明治19年)年		無無	庶務課を改組し、書記官室が設置される	される							
1006 HH 30010	12月					州 学 学館 一 学 で で で で で で で で で で で で で で で で で で		元				
1886 明治19年 末	# :: ::					医 書記 助手 雇員 外国教師 / 医院··· 第一医院長心得 第二医院 長 事務主任 書記 助手 雇員 / 期気病院··· 審查委員長心得 同委員 同番助		史 通史一』 806~807頁。				
									1886	明治 19 年	明治 19	明治19年 6)
									1886	明治 19 年	明治 19	明治 19 年 7
									1886	明治 19 年		明治19年 9
1889 明治 22年	9年 4月	15 H		帝国大学文書取扱規定 制定								
1890 明治 23 年 11 月	8年 11月	7 H	番	帝国大学職員官等改正及定員	勅令 270	書記官 奏任	~	『東京大学百年 史 通史一』 818~822頁。	『東京大学百年 史 通史一』 818 ~ 822 頁。	『東京大学百年 史 通史一』 818 ~ 822 頁。	『東京大学百年 史 通史一』 818~822頁。	『東京大学百年 史 通史一』 818 ~ 822 頁。
1893 明治 26 年	5年		番	帝国大学官制	井上毅文 相期	第3条 書記官は専任一人奏任とす総 長の命を承け庶務会計を掌理す		『東京大学百年 史 通史一』 824 頁。				
1897 明治 30年)年		東方	東京帝国大学と改称								
1897 明治 30年)年 6月	18 H		東京帝国大学官制	勅令第 210 号	第1条 東京帝国大学に職員を置く左 の如し 総長 書記官 舎監 書記		E 『東京大学百年 史 通史二』8 頁。	東土原	東土原	東土原	東土原
1902 明治 45	5年		書	書記官室は、庶務課に戻る								
1902 明治 45 年	5年 4月	1 日	庶表	庶務課、営繕課設置の件	達第4号	書記官室を庶務課に改める。庶務・会計・『東京大学百年 営繕の3課がそろったが、掛は設けら 史 部局史 れない。 四』1042頁。	<u> </u>	注計・『東京大学百年 ら 史 部局史 四』1042頁。	計・『東京大学百年 ら 史 部局史 四』1042 頁。	(計) 『東京大学百年 ら 史 部局史 四』1042頁。	計・ 『東京大学百年	(計) 「東京大学百年(方) 史 部局史四」1042頁。

「東京大学史関係資料」について

表1 東京大学における文書管理規定の調査

1912 明治 45 1912 1912 1913 1912 1915 1915 1915 1915 1916		195		194	194	194	194							
1912 明治 45 年 6月 1913 1914 1915 4月 1915 1915 1915 1916 1915 1916 1		0 昭和		9 昭和	7 昭和	6 昭和	5 昭和							
1912 明治 45 年 6月 1915 1916 1917 1916 1917 1918 1918 1919		25年		24年	22年	21年	20 年							
1912 明治 45年 6月 1912 明治 45年 6月 1913 明治 45年 6月 1915 明治 45年 6月 1915 明治 45年 6月 1915 明和 15年 4月 1915 明和 15年 4月 1915 明和 15年 4月 1916 明和 15年 4月 1917 1917 1918 明和 15年 4月 1918 明和 15年 17年 1918 1919 明和 15年 17年 1918 1919 明和 15年 17年 1918 1919 明和 24年 8月 1918 明和 28年 6月 1918 1918 1918 1918 1918 1918 1918 19					9月	4月	6 Д							
1912 明治 45年 6月 1912 明治 45年 6月 1913 明治 45年 6月 1915 明治 45年 6月 1915 明治 45年 6月 1915 明和 15年 4月 1915 明和 15年 4月 1915 明和 15年 4月 1916 明和 15年 4月 1917 1917 1918 明和 15年 4月 1918 明和 15年 17年 1918 1919 明和 15年 17年 1918 1919 明和 15年 17年 1918 1919 明和 24年 8月 1918 明和 28年 6月 1918 1918 1918 1918 1918 1918 1918 19				31 H	30 H	1 🖽	16 Н							
1912 明治 45 年 6 月 1925 大正 14 年 10 月 1926 1925 大正 14 年 10 月 1926 1925 大正 14 年 10 月 1926 1925					_	帝国	帝国							東京大学
1912 明治 45 年 6月 1912 明治 45 年 6月 1912 明治 45 年 6月 1925 大正 14 年 10月 1926 2 大正 14 年 7月 1926 2 大正 12 年 7月 1927 2 大田 12 年 7月 1928 2 大田 12 年 7月 1				東京大	帝国大	大学官	大学庶							业
1912 明治 45 年 6月 1912 明治 45 年 6月 1912 明治 45 年 6月 1925 大正 14 年 10月 1926 2 大正 14 年 7月 1926 2 大正 12 年 7月 1927 2 大田 12 年 7月 1928 2 大田 12 年 7月 1				学創設	学を東	重	务規程							文書規
1912 明治 45 年 6月 1925 大正 14 年 10月 1926 年 6月 1925 大正 14 年 10月 1926 年 6月 1926 日本 15年 4月 1927 日本 15年 4月 1927 日本 15年 4月 1928 日本 15年 4月 1928 日本 15年 4月 1929 日本					京大学		制定							[程・[
1912 明治 45 年 6月 1925 大正 14 年 10 月 1925 大正 14 年 10 月 1925 大正 14 年 10 月 1926 1926 1927 1927 1927 1928 1929					と改称									本部」度
1912 明治 45 年 6月 1925 大正 14 年 10 月 1925 大正 14 年 10 月 1925 大正 14 年 10 月 1926 1926 1927 1927 1927 1928 1929						勅令2	今 常 治 常							:務課 /
1912 明治 45 年 6月 1925 大正 14 年 10 月 1925 大正 14 年 10 月 1925 大正 14 年 10 月 1926 1926 1927 1927 1927 1928 1929		## ###		1										部に関
1912 明治 45 年 6月 1925 大正 14 年 10 月 1925 大正 14 年 10 月 1925 大正 14 年 10 月 1926 1926 1927 1927 1927 1928 1929		「務局に				[京帝国	は、							する事
1912 明治 45 年 6 月 1925 大正 14 年 10 月 1925 大正 14 年 10 月 1939 昭和 14 年 7 月 1940 昭和 15 年 4 月 1940 昭和 15 年 4 月 1943 昭和 18 年 12 月 1947 昭和 18 年 12 月 1948 19		課 は 温温				1大学官 C部事教	が無代、 大大に 大大に 大人に 大人に 大大 一大 大 一大 一							頂
1912 明治 45 年 6 月 1925 大正 14 年 10 月 1925 大正 14 年 10 月 1939 昭和 14 年 7 月 1940 昭和 15 年 4 月 1940 昭和 15 年 4 月 1943 昭和 18 年 12 月 1947 昭和 18 年 12 月 1948 19		芸務・6				『制廃』 8官に%	路をは、、、、のと記述のは、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、							
1912 明治 45 年 6 月 1925 大正 14 年 10 月 1925 大正 14 年 10 月 1939 昭和 14 年 7 月 1940 昭和 15 年 4 月 1940 昭和 15 年 4 月 1943 昭和 18 年 12 月 1947 昭和 18 年 12 月 1948 19		於計・1 2 2 課 2				た。 書言	2年1月後には、10年1日の10年							
1912 明治 45 年 6 月 1925 大正 14 年 10 月 1925 大正 14 年 10 月 1939 昭和 14 年 7 月 1940 昭和 15 年 4 月 1940 昭和 15 年 4 月 1943 昭和 18 年 12 月 1947 昭和 18 年 12 月 1948 19		当籍・ 清				已官·事	電の大計でかずが、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円に、1							
1912 明治 45年 6月 1925 大正 14年 10月 1925 大正 14年 10月 1939 昭和 14年 7月 1940 昭和 15年 4月 1943 昭和 15年 4月 1943 昭和 18年 12月 174頁。 大学百年 中三 1949 昭和 24年 8月 大学百年 1949 昭和 24年 8月 大学百年 1953 昭和 28年 6月		0					•							
1912 明治 45年 6月 1925 大正 14年 10月 1925 大正 14年 10月 1939 昭和 14年 7月 1940 昭和 15年 4月 1943 昭和 15年 4月 1943 昭和 18年 12月 174頁。 大学百年 中三 1949 昭和 24年 8月 大学百年 1949 昭和 24年 8月 大学百年 1953 昭和 28年 6月		『東京: 史 通 174頁				『東京』 史 通 174 頁 174 頁 大学百 大学百	7							V=
1912 明治 45 年 6 月 1925 大正 14 年 10 月 1925 大正 14 年 10 月 1939 昭和 14 年 7 月 1940 昭和 15 年 4 月 1943 昭和 18 年 12 月 1949 昭和 24 年 8 月 1949 昭和 24 年 8 月 1953 昭和 28 年 6 月		大学百:				大学百 史三』 。『東京 作史 897	大学百: 史三』 174							典拠
明治45年 6月 大正14年 10月 昭和14年 7月 昭和15年 4月 昭和15年 4月 昭和24年 8月 昭和24年 8月	195	併	194			# PF /	併 ° 併	194	194	194	193	192	191	Н
6 月 8 月														
6 月 8 月	128年		124年					118年	115年	115年	114年	: 14年	145年	사
5日 文部省記錄規則並文部省5 日 农格女書與規則 15日 文部省文書処理規定 8日 文部省文書処理規定細則 17日 文部省総動員機密取扱規定 117日 文部省機密文書取扱規定 117日 文部省大書処理規定細則 17日 文部省大書処理規定 17日 文部省大書処理規定	6月		8 Д						4月	4月	7月		6 Д	文部省には
文部省記錄規則並文部省7 保存及分類規則 文部省文書処理規定 文部省文書処理規定細則 文部省檢動員機密取扱規定 文部省機密文書取扱規定 文部省機密文書取扱規定 文部省大書処理規程 文部省內部部局文書処理規程			17 ⊞										5 H	5118
官配線規則並文部省5 於分類規則 官文書処理規定 會文書処理規定細則 會於數員機密取扱規定 會機密文書取扱規定 會機密文書取扱規定 (文書処理規程 (文書処理規程	文部省		文部省					各局部	文部省	文部省	文部省	文部省	文部4 保存以	公文書:
思則並文部省5 鬼則並文部省5 鬼則 心理規定 長機密取扱規定 大事取扱規定 長騰規則 心理規定組則 会議規則 心理規定 心理規定組則 会議規則 心理規定	内部音		文書处					果連絡会	機密	育総動 員	了文書タ	省文書9	信記録法 と分類法	管理と
一	形局文:		U理規					≥議規!	と書取り	[機密]	近理規 分	<u>u</u> 理規;	班里	それに
	- 小理:		Hi					=	 规定	攻扱規:	定細則	(TL)	文部省	関する
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			18-1						, .			, .	文書	制度等
文部大臣决数 文部大臣决数 文部有調令 文部省訓令 文部省訓令 文部省訓令 文部省訓令	文部省		文部大 発総第					文部省	文部省	文部省	省議決	文部大		-th.
文部大臣决裁 文部大臣决裁 文部大臣决裁 文部省劃令 文部省劃令 文部省劃令 文部省劃令 文部省劃令 文部省劃令	訓令		臣裁定47号					雪令	豐合	訓令	沿	巨决裁		

			東京大学 文書規程・「本部」原	文書規程・「本部」庶務課/部に関する事項 庶務部庶務課の企画掛と広報室を合わ 世代、庶務部に広報企画課を設置。これにより、大学改革等の資料を収集し、	6115	典拠 カカ・カ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
1942 昭和 47年 4	4月	1 11		れにより、人子以中学の資料を収集し、保存して総長室等の要求に応ずるため、設けられた資料室(1969.7.15設置)は、資料委員会と改めた。9月には、広報委員会の業務の一部を広報企画課広報掛に移した。	『東京史書	『東京大学百年 史 部局史四』 1091 ~ 94 頁。
1943 昭和 48 年 4	4月	П П		庶務部に入学主幹が置かれ、学務課の 入学試験掛を入学主幹の下に移す。こ れに伴い、庶務部学務課は、総務掛を 新設し、研究連絡掛を研究助成掛に改 新、大学院第一および大学院第二の2 つの掛を大学院掛と改めた。	『東京大学百年 史 部局史四』 1094 頁。	;学百年 司史四』 。
1977 昭和 52年 5	月			5月現在の事務局組織 庶務部(庶務課・『東京大学百広報企画課・学務課・人事課・入学主幹・史 通史三』 国際主幹)/経理部4課/施設部4課 515頁。	『東京大 史 通! 515 頁。	『東京大学百年 史 通史三』 515 頁。
1980 昭和 55年 5	Я	Н9	東京大学事務局文書管理規則(決	(規則第11号 総長名で新しく制定、同日施行)		
1980 昭和 55年 6	6月	1 🗏	東京大学事務局文書先決内規(綜	(総長裁定、以後数回改正) (規則第11号の下位規則)		
1982 昭和 57 年 4	4月	1 🖽		庶務部国際主幹のもとに国際第三掛を 設けた	『東京大学百年 史 部局史四』 1101 頁。	京大学百年 部局史四』 1頁。
1986 昭和 61 年 4	月	1 🖽		庶務部入学主幹を入試課に改める	『東京大学 史 部局 1101 頁。	『東京大学百年 史 部局史四』 1101 頁。
1988 昭和 63年 3	Я	28 П	東京大学事務局文書の分類及び1 号の下位規則)	東京大学事務局文書の分類及び保存年限に関する規則(事務局長数定)(規則第11 号の下位規則)		
1988 昭和 63 年 6	用 H		(大学事務局文書管理)	(規則第27号 7月1日施行)	1	
来 京八子に 圏 9 の 事 央 は 、 文部省における公文書管理	文書管	る階が	米ボハチに関する事項は、別(@個一米人の品数目生は) 別(a / 文部省における公文書管理とそれに関する制度等については、	明白 24 中の市国人子又音味収別を引』米が人子又光付至一ユーへ』(第35)では、中野目微編者『近代日本公文書管理制度史料集 中央行政機関編』(岩	ューューへ』(第3中央行政機関編』	編』(岩田書院、2009年 編』(岩田書院、2009年
東京大学における	ドマキ県	4mm と 「S	ま、総長室、事務局、学生部、附	東京大学における「本部」とは、総長室、事務局、学生部、附属図書館の総称であり、明治 20 年頃から起こった概念であるが、大学の公式の呼称ではないとされている。今日の本部は神田錦町にあった東京 間上の近さればしますは関本で一当知の東部の値を始みします。『古さ上当五ケホ』如日ホ四』1997 だ。1997 声)	念であるが、こ	大学の

|開成学校を起源とする法理文三学部の事務組織を継承したもの(『東京大学百年史 部局史四』1987年、1017頁)。

「東京大学史関係資料」について

三七

表2 文部省往復における副本調査

, , , , , , , , , , , , , , , , , , , 	1 \ 1	T \1	,m. \ 1	
明治十三年分 文部省往復	文部省達 同往復 同届何 明治十三年 丙	文部省 会計局往復 明治十三年 乙	文部省 官立学務局及諸局往復 明治十三年 甲	表题
А33	A32	A31	A30	新制大学東京 大学庶務部時 大学庶務部時 代の整理番号 (簿冊背表紙 ラベル)
略 권 %				東京帝国 大学庶務 課時代の 整理番号
型水	王 本	H K	正本	正本/副本
[目次なし] (全185丁)	文部省達 明治十三年分 文部省建復 文部省宛 之部 内記所之部 編輯 局之部 報告局之部 情 局之部 報告局之部 情 寬倉事務掛之部/文部省 居何 明治十三年分 諸 日種知 明治十三年分 諸 日本派行等届 毎月人員調 進退 雜事語信頼 (外国人 ノ分、別冊ニアリ) 諸何 類(右ニ同シ) (全544 丁)	文部省会計局往復 明治十三年分 甲之部/文部 省会計局往復 明治十三 年分 乙之部 (全523丁)	文部省官立学務局往復 明治十三年分/文部省往 復 明治十三年分 届伺 及各局往復 (全 607 丁)	内容
裏表紙がはずれている。裏表紙の内側右下に側のようなものあり。表表紙に「明治十三年分 文部省往復 東京大学」(墨書き)と「東京帝国大学庶務課 部門 番号38」(38 は印鑑か。他は印刷)のラベルが右下に貼ってある。タイトルの「京」は口 明治13年のまんなかに「一」がある字(ケイ)。背 1月の真ん中に鉛筆で「一三」とあり。背の下方に「東京大学庶務部 A 33 のラベルが貼ってある。東京大学庶務部 (茶色、片面13 年) 明治13 年度分。文部省五年報内記所より配布の来書。[目次なし](全185丁)	文部省達 明治十三年分 本部諸員ノ件二文部省達 明治十三年分 本部諸員ノ件二付達 太政官及宮内省 進 輔書諸員 (但会計)件二付予ノ達 人政官及官內省 (担任付予ノ達 編集 (担任付予ノ達) (115 丁) 文部省往復 文部省元初 博覧会事務掛之部 (147 丁) / 文部省届何 明治十三年分部 (147 丁) / 文部省届何 明治十三年分	文部省会計局往復 明治十三年分 甲之部 [26] 丁] / 文部省会計局往復 明治十三 年分 乙之部 本省達及通知(但シ会計二 関本中ル達ハ本省達/冊ニアリ) 外国人 网络人件 会計局ョリ来書類 (但少答書之 レ無キ分) 本部ョリノ往書類 (同上) [262] 丁] [全 523 丁]	文部省官立学務局往復 明治十三年分 (302 T) /文部省往復 明治十三年分 外国人 明治 13年了) /文部省往復 明治十三年分 外国人 明治 13年 / 件二付届 同上旬 同上官立学務局往復 1月 同上諧局往復 (305 T) (全 607 T)	内容に関する備考
明治 13 年 1 月	明治 13 年 1 月	明治13年 1月	明治 13 年 1 月	標記上限
明治 14 年 6 月	男治 13 年 12 月	明治13年 12月	明治 13年 12 月	標記下限
被回缀 田 田	洋 装 木	洋 装 木	洋装本	料
	東 東京大宗 東部 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 大 等 等 東 東 大 等 大 等	東京大学 法学部理 学部文学	東京大学 法学部理 学部文学	目次用箋
東 対 大 学				本文用箋 (副本の 場合)
		背表紙が本体から外れかけている。	背表紙に傷みあり。	備水

「東京大学史関係資料」について

文部省往復 内乙号	文部省往復 内甲号	文部省往復 之内丁号 附	文部省往復内丙号	文部省往復 内乙号	文部省往復 内甲号	
明治十四年分四冊之	明治十四年分四冊之	明治十四年分四冊 附 直轉会院学校等	文部省往復 明治十四年分四冊之 内丙号	明治十四年分四冊之	. 明治十四年分四冊之	表題
A39	A38	A37	A36	A35	A34	新制大学東京 大学庶務部時 代の整理番号 (簿冊背表紙 ラベル)
						東京帝国 大学庶務 課時代の 整理番号
単分	旦	正本	正本	正本	# #	正本/
本簿冊は、A35(全679丁分)の全副本。官立学務局 地方学務局		会計局 直轄院部校館所 〔全 654 丁〕	内記局 報告局 編輯局 (全 618 丁)	官立学務局 地方学務局 〔全 679 丁〕	達(太政官之部 宮內省之 選(太政官之部 宮內省之 大部卿 之部)何(官立学務局関 係之部 内規局同上 绘 計局同上 出版同上 維 事之部)上申(官立学校 関係局関係之部 内記局 日) 会計局同上 維事 之部)届(官立学校関係 長関係之部 內記局 日) 最(官立学校関係 長関係之部 內記局同上 会計局同上 維事之部) 建進書類 維件〔全	内容
官立学務局 地方学務局 〔全 679 丁〕。本 簿冊は、『文部省往復 明治十四年分四冊 之内乙号』(A35) (全 679 丁)の全副本。	本簿冊は、A34(全815 T)の全副本。達(太 政官之部 宮内省之部 大部寮之部 文部 政官之部 宮内省之部 大部寮之部 文部 周同止 会計局同上 出版同上 雑事之 部) 上申(官立学校関係局関係之部 内 記局同上 会計局同上 維事之部) 届(官 立学校関係局関係之部 内記局同上 会計 局同上 維事之部) 進途書類 雑件	会計局 直轄院部校館所(学士会院 東京 大学医学部 大阪中学校 東京外国語学校 東京師範学校 東京女子師範学校 東京 職工学校 東京図書館 教育博物館 体操 伝習所)。副本あり(A41)。	内記局 報告局 編輯局 [全618丁]。副本あり (A40の1, A40の2)。	官立学務局 地方学務局 〔全 679丁〕。副 本あり (A39)。	達(大政官之部 宮內省之部 式部寮之部 文部卿之部) 同(官立学務局関係之部 大規局同上 会計局同上 出版同上 維事之部) 上申(官立学校関係局関係之部 内記局同上 会計局同上 统事之部) 相(官立学校関係局関係之部 内記局同上 经计局同上 維事之部) 進達書類 維件〔全815丁〕	内容に関する備考
明治 14 年 1 月	明治 14 年 1 月	明治 14 年 1 月	明治 14 年 1 月	明治 14 年 1 月	明治 14 年 1 月	標記上限
明治 14 年 12 月	明治 14 年 12 月	明治 14 年 12 月	明治 14 年 12 月	明治 14 年 12 月	明治 14 年 12 月	標記下限
板目紙 大和綴	坂目紙 大和綴	洋装本 (切替 あり)	洋装本 (切替 あり)	洋装本 (切替 あり)	洋 装 本	装二
	東京大学 東京大学	東京大学	東京大学	東京大学	東京大学	目次用箋
東京大学 東京大学	東京大学					本文用箋 (副本の 場合)
		表表紙が背表紙 から外れてい る。	副本あり(A41)。 「副書」を17年 7月24日に作 成とあり。表表 紙が背表紙から 外れている。	表表紙が背表紙 から外れてい る。		備老

表2 文部省往復における副本調査

(2) 明治十四年分四冊之内內号」 (2) 明治十四年分四冊之内內号」 (3) 明治十四年分四冊之内內号」 (4) 明治十四年分四冊之内內号』 (4) 明治1四年分四冊之内內号』 (5) 明治十四年分四冊之內內号』 (5) 明治十四年分四冊之內 明治14年 明治14年 板目紙 前半を収める。内記局の後半 報 2月 12月 大和綴 2月 14年 (12月 14年 (12月 2月 2	「文部省往復 明治十四年分四冊之内丙号 (A36) (全618丁) の副本1~387丁まで 明治14年 明治14年 板目紙 東京大学 (A36) (全618丁) の副本1~387丁まで 明治14年 明治14年 板目紙 までを収める。内記局の途中 1月 12月 大和綴 東京大学 15月 (全654丁) (A37) の副本、3冊の内の2冊目。A36の 明治14年 明治14年 板目紙 25月 (全含計局の前半を収める) 「文部省往復 明治十四年分四冊之内 明治14年 明治14年 板目紙 25月 (全含計局の前半を収める。内記局の後半 報 2月 (A37) の副本、3冊の 1 月 14年 (12月 大和綴 東京大学 5月 (在654丁) (A37) の副本、3冊の 1 月 14年 (12月 大和綴 東京大学 5月 (在654丁) (A37) の副本、3冊の 1 月 14年 (12月 大和綴 東京大学 5月 (在654丁) (A37) の副本、3冊の 1 月 14年 (12月 大和綴 東京大学 5月 (五37) の 1 月 14年 (12月 本 (板 14年
標記上限 標記下限 装丁 明治 14年 期	標記上限 標記下限 裝丁 目次用箋 (副本の 場合) 明治14年 明治14年 板目紙 2月 4年 明治14年 核目紙 2月 12月 4年 核目紙 2月 12月 4年 核目紙 1月 14年 明治14年 核目紙 1月 14年 明治14年 核目紙 1月 12月 4年 核目紙 11月 14年 明治14年 極間ツ目 11月 12月 4年 核目紙 12月 2月 4年 核目紙 12月 2月 4年 核目紙 12月 2月 4年 核目紙 数 5年 (核 12月 2月 4年 核目紙 数 5年 (核 9月 12月 12月 4年 核目紙 12月 21月 4年 核目紙 数 9月 12月 12月 4年 核目紙 12月 21月 4年 核目紙 数 12月 21日 5年 核目紙 表 12月 21日 5年 持妻本 東京大学
標記上限 標記下限 装丁明治 14年 期 14年 期 14年 期 14年 期 14年 期 12月 14年 板目紙 2月 12月 14年 板目纸 11月 14年 明 12月 14年 板目纸 11月 14年 明 14年 超 2月 11月 14年 明 12月 2月 2月 2月 2月 2月 2月 2月 3年 12月 14年 明 14年 明 14年 12月 4年 12月 14年 12月 15年 洋装木 12月 14年 明 1515年 洋装木 12月 14年 明 1515年 洋装木 12月 14年 12月 15年 12月 14年 12月 15年 14装木 12月 14年 112月 15年 14装木 12月 14年 112月 14年 112月 14年 112月 14年 112月 14年 112月 14年 11年 11年 11年 11年 11年 11年 11年 11年 11年	標記上限 標記下限 装丁 目次用箋 (副本の 明治14年 明治14年 板目紙 東京大学 東京大学 1月 4年 明治14年 板目紙 東京大学 東京大学 2月 12月 4年 板目紙 東京大学 東京大学 1月 4年 明治14年 板目紙 東京大学 1月 4年 明治14年 極目紙 東京大学 1月 4年 明治14年 四ツ目 11月 4年 明治14年 四ツ目 12月 2月 2 明治14年 明治14年 極目紙 東京大学 明治14年 明治14年 極目紙 要
標記下限 装丁 四治 1/4年	標記下限 接丁 目次用箋 (副本の 明治 14年 板目紙 12 月 4年 板目紙 12 月 6 12 月 6 12 月 7 12 月 7 12 月 8 明治 14年 板目紙 12 月 8 一次和綴 大和綴 大和綴 大和綴 大和綴 12 月 8 東京大学 大和綴 大和綴 大和綴 大和綴 東京大学 東京大学 12 月 4年 板目紙 四ツ目 12 月 4年 板目紙 西ツ目 12 月 5年 横目紙 東京大学 東京大学 12 月 5年 洋装本 東京大学 12 月 5年 洋装本 東京大学
按大 板大 板大 板四線 洋本目を表本 板四線 板大 洋 洋子目を表 医甲孢 目和 目 表 (無厌無) 自 目 目	大大
	本文用箋
	本文文庫 東東 東東 原東 東東 原東 原東 原東 東京大京 東京大京 東京大京 大京 大京 大京 大京 学 大学 大学 学 学 学 学 学 学 学 学

「東京大学史関係資料」について

×	×	×	×	女压	女氏	
文部省往復	文部省往復	文部省往復	文部省往復	文部省往復 内 戊号	文部省往復 内丁号	
明治十五年	明治十五年	明治十五年	明治十五年 甲一	明治十五年分五冊之	明治十五年分五冊之	表題
甲四	# !	# l	#	五冊之	五冊之	
A51	A50	A49	A48	A47	A46	新制大学東京 大学庶務部時 代の整理番号 (簿冊背表紙 ラベル)
番号 53	番号 52	番号 51	番号 50			東京帝国 大学庶務 課時代の 整理番号
里本	副本	四本	里 外	正本	正本	正本/
		達 准允 伺 上申 届		職務ニ関スル書類 学位 授与式ニ関スル書類 〔全 878 丁〕	会計局 庶務局 内記課 褒章課 〔全 801 丁〕	内容
上の簿冊のつづき。『文部省往復 明治 十五年分五冊之内甲号』の副本、4冊の内 の4冊目。「上申」の後半と、「届」全部に 当たる。元本の554~701丁止までを筆写。	上の簿冊のつづき。『文部省往復 明治 十五年分五冊之内甲号』の副本、4冊の内 の3冊目。「何」の後半と「上申」の前半 に当たる。元本の347~552丁を筆写。	上の簿冊のつづき。『文部省往復 明治 十五年分五冊之内甲号』の副本、4 冊の内 の 2 冊目。「准允」の後半と、「同」の前半 1 月 に当たる。元本の 182~346 丁を筆写。〔全 143 丁〕	達 准允 何 上申 届 本簿冊は、『文 部省往復 明治十五年分五冊之内 甲号』 (元本欠) の副本、4冊の内の1冊。「達」 全部と「准允」の前半、元本の1~181丁 までを筆写。〔全178丁〕	職務二関スル書類 学位授与式二関スル書 類 但本件二関スル諸向往復及校内達書通 知等合編 〔全 878 丁〕 副本あり(A64, A53, A65)	会計局 庶務局 内記課 褒章課 〔全801 丁〕 副本あり (A61,62,63)	内容に関する備考
明治 14 年 9 月	明治 15 年 1 月	明治 15 年 1 月	明治14年 11月	明治 15 年 1 月	〔全801 明治15年 1月	標記上限
明治 15 年 12 月	明治 15 年 10 月	明治 15 年 3 月	明治 15 年 12 月	明治 15 年 12 月	明治 15 年 12 月	標記下限
坂田の田田の田田の田田	板目紙 四ツ目 綴	板目紙 四ツ目	板 田 四 田 田	洋装本	洋装本	羰二
			東京大学 東京大学	東京大学	東京大学	目次用箋
東京大学	東京大学	東京大学	東京大学			本文用箋 (副本の 場合)
				背表紙と表表紙 が本体から外れ ている。本体も 綴じが外れてい る。取扱要注意。		藩 卷

表2 文部省往復における副本調査

文部省往復 乙号之四 明治十五 年分 東京帝国大学	文部省往復 乙号之三 明治十五 A59 年分 東京帝国大学	文部省往復 乙号之二 明治十五 A58 年分 東京帝国大学	文部省往復 乙号之一 明治十五 A54 年分 東京帝国大学	新趣 大 大学無 代の
番号 57	番号 56	番号 55	番号 54	学東京 東京帝国 第部時 大学庶務 理番号 課時代の 支紙 整理番号
		*	*	正本/ 内容
進達書類。本簿冊は、『文部省往復 明治 十五年分五冊之内乙号』(全 660 T)(A 44) 明治 の副本、4 冊の内の 4 冊目。A 44 の 458 ~ 9 月 661 止丁の部分を 185 丁分に書写。(全 185 丁)	進達書類。本簿冊は、『文部省往復 明治 十五年分五冊之内乙号』〔全 660 T〕(A44)明治 15 年 7 (A44〕〔全 660 T分〕の副 の副本、4冊の内の 3 冊目。A44 の 293 ~ 1 月 本。進達書類 457 丁の部分を 152 丁分に書写。〔全 152 T〕	進達書類。本簿冊は、『文部省往復 明治 十五年分五冊之内乙号』〔全 660 T〕(A44)明治 15 年 の副本、4 冊の内の 2 冊目。A44 の 92 ~ 4 月 292 丁の部分を 194 丁分に書写。〔全 194 丁〕	進達書類。本簿冊は、『文部省往復 明治 十五年分五冊之内乙号』〔全 660 T〕 (A44) 明治 15 年 の副本、4 冊の内の 1 冊目。A44 の1~91 1月 丁の部分を 89 丁分に書写。〔全 89 T〕	内容に関する備考
14年			明治 15 年 月 1 月 3	標記上限
明治 15年 12月 12月	明治15年	明治 15年 10月	明治 15 年 : 月	蕪記 下照
板目縦 東京帝国 四ツ目 大学	数目紙 四ツ目	英田 英田 選田 三田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田	板目紙 四ツ目 東京	装丁目次
東京 大京東 東京大 京 大京 中	東京大学	東京大学	東京大学 東京大学	本文用箋 目次用箋 (副本の 場合)
				an 老

「東京大学史関係資料」について

文部往復 十五年分五冊之内丙 三 東京大学 文部往復 十五年分五冊之内丙 二 東京大学 文部省往復 甲 文部往復 十五年分五冊之内丙 文部省往復 明治十五年分五冊之 内丙 四 となるところであろ 表題 三(正しくは、 継 徭 A57 A52 A56 新制大学東京 大学庶務部時 代の整理番号 (簿冊背表紙 ラベル) A55 番号 67 番号 65 番号64 整理番号 番号 66 課時代の 東京帝国 大学庶務 四十 四十 四十 本工业 専門学務局 普通学務局 編輯局 報告局 内容 ##之内 丙号」と「荘田」の筆の内表紙が 綴じこまれている。外題には朱書きで「四」 の 357 ~ 557 丁 (201 丁分) までを 182 丁 分に書写。〔全 182 丁〕 タイトルは、「文 768 丁](A45)の副本、5冊の内の4冊目 分に書写。〔全94丁〕 タイトルは、〔文部 省往復 明治十五年分五冊之内丙 三〕と の237~356丁 (120丁分) までを94丁 省往復 明治十五年分五冊之内丙 五〕と とあるが、内容から、タイトルは、〔文部 丁分) までを159 丁分に書写。〔全159 丁〕 757 丁の後に、「文部省往復 十五年分五 報告局」に当たる。A45の558~768丁(210 内、「専門学務局 普通学務局 編輯局 局〕〔全 159 丁〕。本簿冊は、『文部省往復 復 明治十五年分五冊之内丙 四」となる 他は墨書〕とあるのは誤記か。「文部省往 部省往復 甲 三」[「甲」のみ鉛筆書き。 目次の内、「専門学務局」に当たる。A45 [専門学務局] [全182丁]。本簿冊は、『文部省往復 明治十五年分五冊之内丙号』[全 なるところであろう 目次の内、「専門学務局」に当たる。A45 768 丁](A45)の副本、5 串の内の 3 串目. 部省往復 明治十五年分五冊之内丙号』〔全 ルは、〔文部省往復 明治十五年分五冊之 たる。A45 の $108\sim 236$ 丁(129 丁分)までを 108 丁分に書写。〔全 108 丁) タイト 1冊目は欠。目次の内、「専門学務局」に当 明治 15 年 768 丁](A45)の副本、5 串の内の 2 串目。 〔専門学務局〕〔全108丁〕。本簿冊は、『文部省往復 明治十五年分五冊之内丙号』〔全 (A45)の副本、5 串の内の 5 串目。目次の 〔専門学務局 普通学務局 編輯局 報告 といろがあるら [専門学務局] [全94丁]。本簿冊は、『文 明治十五年分五冊之内丙号』〔全 768 丁〕 二) となるところであろう 内容に関する備考 明治 15 年 7 月 4月 12月 1 Д 明治 15 年 明治14年 標記上限 : | 明治 15年 | | 12月 明治15年 明治 15年 11月 8月 |明治15年 標記下限 | 技田 機田 ツ田 選田 ツ田 田 ツ田 板田線田の田田 板四級国のション 紫上 目次用箋 (副本の 場合) 東京大学 東京大学 東京大学 東京大学 本文用箋 無機

炭2

文部省往復における副本調査

四 四

贵2

文部省往復における副本調査

明治十五年分 文部省往復 丁号 ノ三 明治十五年分 東京帝国 大学 文部省往復 丁ノ一 分 東京帝国大学 文部省往復 丁号ノ二 年分 東京帝国大学 表題 明治十五年 明治十五 A63 A62 A61 新制大学東京 大学庶務部時 代の整理番号 (簿冊背表紙 ラベル) 番号 60 〔番号 58 推定〕 東京帝国 大学庶務 親時代の 整理番号 番号 59 四十 里州 四十 五本本本 会計局 庶務局 内記局 「A46」(全801 丁分) の副 褒賞課 内谷谷 往復 明治十五年分五冊之内丁号』〔全801 丁〕(A46)の副本、3冊の内の2冊目。目 明治15年 次の内、「庶務局」の真ん中部分に当たる。5月 会計局 庶務局 内記課 褒章課 本 簿冊は、『文部省往復 明治十五年分五冊 之内丁号』〔全 801 丁〕(A46) の副本、3 最後の方と、「内記局」「変賞課」に当たる。 A46 の 648 ~ 801 丁(154 丁分)を 131 丁 分に書写。154 丁分を収める。〔全 131 丁〕 A46の367~647丁 (281丁分)を254丁分に書写。〔全254丁] #の内の1#目。目次の内、「会計局」の 全部と、「庶務局」の前半部分に当たる。 A46の1~366丁 (366丁分) の部分を 本簿冊は、『文部省往復 明治十五年分五 〔庶務局 内記局 褒賞課〕上のつづき。 〔庶務局〕上のつづき。本簿冊は、『文部省 288 丁分に書写。[全288 丁] 内容に関する備考 明治 15 年 1 月 標記上限 照治15年 12月 : | 明治 15 年 | | 12 月 明治 15年 12月 標記下限 坂田の田田の田の田 | 板目紙 | 四ツ目 | 東京大学 | 東京大学 | 綴 報上 目次用箋 本文用箋 (副本の 場合) 東京大学 東京大学 備兆

「東京大学史関係資料」について

文部省往復 〔文部省往後 〕 人内戊号三	文部省往復 東京大学 十五年分五	· 文部省	
	車	文部省往復 十五年分五冊之内戌 号 東京大学	,
戊号 - 東京大学 明治十五年分五冊	明治十五年度 二 [文部省在復 明治 ン内戊号 二]	十五年	炭
東京大学 十五年分丑	五年度 11.60年度 11.60年度	分五事:	
	明日	之 内块	
A65	A53	A64	新制大学東京 大学庶務部時 代の整理番号 (海曲書夫紙 ラベル)
帝 63	〔番号 62 推定〕	番号 61	東京帝国 大学庶務 課時代の 整理番号
本	副本	里 本	正本/
	「A47」(全878丁分) の副 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・		内容
職務ニ関スル書類 学位授与式二関スル書 類 本簿冊は、「文部省在復 明治十五年 分五冊之内戊号』(全878丁) (A47)の副 本、3冊の内の3冊目。目をの内、「学位授 与式二関スル書類」の後半に当たる。A47 の654~876丁 (223丁分)までを178丁 の123丁分。までを178丁 かに書与。A47の645~649丁(仏語名簿) は14年した模様。〔全178丁]。表題は、〔文 部省往復 明治十五年分五冊ノ内戊号三〕 となろう。	職務ニ関スル書類 学位授与式二関スル書 類 本簿冊は、「文部省在復 明治十五年 分五冊之内戊号』(全878丁)(A47)の副 本、3冊の内の2 #目 8日次の内、「職務 二関スル書類」の後半と、「学位授与式二 関スル書類」の前半に当たる。A47の197 644丁までを本簿冊411丁分に書写。〔全 411丁〕 タイトルは、「文部省在復 明治 十五年分五冊ノ内戊号 二〕となるべきと ころであろう	職務ニ関スル書類 学位授与式二関スル書類 本簿冊は、「文部省往復 明治十五年 類 本簿冊は、「文部省往復 明治十五年 分五冊之内戊号」[全878 T] (A47) の副本、 分五冊之内戊号」[主876 T] (第5年 関ス 別一の内の1 冊目。目次の内、「職務ニ関ス ル書類」の前半に当たる。A47 の 1 ~ 196 T (194 丁分) までを152 丁分に書写。(全 152 丁)。内容から、タイトルは、「文部省 往復 明治十五年分五冊ノ内戊号 [一]」	内容に関する備考
明治 15 年 6 月	明治 15 年 1 月	明治 15 年 1 月	標記上限
明治 15 年 10 月	明治 15 年 12 月	明治 15 年 12 月	標記下限
坂 四四 第 日	枝 田 田 田 田 田	校 回 数 回 送 田 田	搬上
		東京大学 東京大学	目次用箋
東京大学	東京大学	東京大学	本文用箋 (副本の 場合)
			金米